

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-----------------------|
| 18 | 児童手当の支給に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奈良市は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

児童手当・特例給付事務の一部を業務委託しているため、特に契約に際し、個人情報の取扱いについて研修の実施及び誓約書等を提出させる等し、個人情報保護管理体制に重点を置き対応している。

評価実施機関名

奈良市長

公表日

令和6年3月1日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 児童手当の支給に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、中学校修了まで(15歳になって最初の3月31日をむかえるまで)の国内に住所を有する児童を対象として、その児童の監護を行う保護者に児童手当を支給している。ただし、前年の所得(一月から五月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。)が、政令で定める額以上であるときは、児童手当の支給はなく、特例給付を支給している。</p> <p>また、児童福祉施設に入所していたり、里親に委託されていたりする児童については、施設の長又は里親に児童手当を支給する。</p> <p>奈良市は、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①児童手当又は特例給付の支給認定又は却下の決定を行うため、請求者又は受給資格者から窓口、郵送、サービス検索・電子申請機能、奈良電子自治体共同運営システムにより提出のあった認定請求又は届出等から入手した情報を管理する。</p> <p>②児童手当又は特例給付の支給認定又は却下の決定を行うため、請求者又は受給資格者の地方税関係情報を確認する。</p> <p>③請求者、受給資格者及び対象児童の宛名情報の特定や突合を行うため、共通宛名情報を管理する。</p> <p>④児童手当又は特例給付の認定請求及び届出について必要に応じて都道府県又は他の市町村に通知する。</p> <p>⑤児童手当又は特例給付の受給資格者、受給資格者の配偶者及び対象児童の住民基本台帳の異動を確認する。</p> <p>⑥児童手当又は特例給付の認定請求及び届出に対する決定内容を通知する。</p> <p>⑦児童手当又は特例給付の支給処理を行う。</p> <p>⑧関係機関からの資料の閲覧若しくは提供の請求又は報告の求めに対し応答する。</p> <p>※児童と生計を同じくする父母双方(養育者)がある場合は、請求者の配偶者についても同様に状況を</p> |
| ③システムの名称 | 福祉情報システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、共通基盤システム、サービス検索・電子申請機能、奈良電子自治体共同運営システム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 児童手当情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号利用法 第9条第1項(利用範囲)及び別表第一56の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> |
| ②法令上の根拠 | <p>番号利用法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) ・情報提供者が「市町村長」の項のうち、特定個人情報に「児童手当関係情報」が含まれる項 (26、30、87及び106の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (第19条及び第44条)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) ・情報照会者が「市町村長」の項のうち、事務に「児童手当または特例給付」が含まれる項 (74及び75の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (第40条及び第40条の2)</p> |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 子ども未来部 子ども育成課 |
| ②所属長の役職名 | 子ども育成課長 |

| | |
|---------------------------------|---|
| 6. 他の評価実施機関 | |
| — | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 郵便番号630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 総務部 総務課 情報公開係 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 郵便番号630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 総務部 総務課 情報公開係 |

II しきい値判断項目

| | | |
|--|-----------------|--|
| 1. 対象人数 | | |
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | [1万人以上10万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和5年10月31日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和5年10月31日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生あり] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| |
|----------------------------------|
| しきい値判断結果 |
| 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| | | |
|---|-----------|--|
| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
| [基礎項目評価書及び重点項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| | | |
|---|--|---|
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業員に対する教育・啓発 | | |
| 従業員に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|--|--|------|--------------------------------|
| 平成28年3月30日 | 公表日 | 平成27年3月30日 | 平成28年3月30日 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 平成28年3月30日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 | 福祉情報システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ | 福祉情報システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、共通基盤システム | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 平成28年3月30日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の56の項 | 番号法 第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の56の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条 | 事後 | 主務省令を追記したものであり、重要な変更には当たらない |
| 平成28年3月30日 | I 関連情報 4. 情報ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・情報提供者が「市町村長」の項のうち、特定個人情報に「児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報」が含まれる項(26、30、87の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・情報照会者が「市町村長」の項のうち、特定個人情報に「地方税関係情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(74の項) ・情報照会者が「市町村長」の項のうち、特定個人情報に「年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(75の項) | 番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・情報提供者が「市町村長」の項のうち、特定個人情報に「児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報」が含まれる項(26、30、87の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (第19条、第44条) (別表第二における情報照会の根拠) ・情報照会者が「市町村長」の項のうち、特定個人情報に「地方税関係情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 (74の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (第40条) ・情報照会者が「市町村長」の項のうち、特定個人情報に「年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 (75の項) | 事後 | 主務省令を追記したものであり、重要な変更には当たらない |
| 平成28年3月30日 | I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 | 総務部総務課 | 郵便番号630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 総務部 総務課 情報公開係 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---------------------------------------|--|--|------|--------------------------------|
| 平成28年3月30日 | I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先 | 総務部総務課 | 郵便番号630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 総務部 総務課 情報公開係 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 平成29年3月30日 | 公表日 | 平成28年3月30日 | 平成29年3月31日 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 平成29年3月30日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長 | 川尻 ひとみ | 小澤 美砂 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 平成29年3月30日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成27年2月12日 | 平成29年2月28日 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 平成29年3月31日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成27年2月12日 | 平成29年2月28日 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 平成29年3月30日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | 番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・情報提供者が「市町村長」の項のうち、特定個人情報に「児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報」が含まれる項(26、30、87の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第19条、第44条) (別表第二における情報照会の根拠) ・情報照会者が「市町村長」の項のうち、特定個人情報に「地方税関係情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(74の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第40条) ・情報照会者が「市町村長」の項のうち、特定個人情報に「年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(75の項) | 番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・情報提供者が「市町村長」の項のうち、特定個人情報に「児童手当関係情報」が含まれる項(26、30、87の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第19条、第44条) (別表第二における情報照会の根拠) ・情報照会者が「市町村長」の項のうち、事務に「児童手当または特例給付」が含まれる項(74、75の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第40条) | 事後 | 主務省令を追記したものであり、重要な変更には当たらない |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|---|---|------|--------------------------------|
| 平成29年9月1日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 | <p>市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、中学生修了まで(15歳になって最初の3月31日をむかえるまで)の国内に住所を有する児童を対象として、その児童の監護を行う保護者に児童手当を支給している。ただし、前年の所得(一月から五月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。)が、政令で定める額以上であるときは、児童手当の支給はなく、特例給付を支給している。</p> <p>また、児童福祉施設に入所していたり、里親に委託されていたりする児童については、施設の長又は里親に児童手当を支給する。</p> <p>奈良市は、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①児童手当又は特例給付の支給認定又は却下の決定を行うため、請求者又は受給資格者から提出のあった認定請求又は届出等から入手した情報を管理する。 (変更のない部分省略)</p> | <p>市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、中学生修了まで(15歳になって最初の3月31日をむかえるまで)の国内に住所を有する児童を対象として、その児童の監護を行う保護者に児童手当を支給している。ただし、前年の所得(一月から五月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。)が、政令で定める額以上であるときは、児童手当の支給はなく、特例給付を支給している。</p> <p>また、児童福祉施設に入所していたり、里親に委託されていたりする児童については、施設の長又は里親に児童手当を支給する。</p> <p>奈良市は、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①児童手当又は特例給付の支給認定又は却下の決定を行うため、請求者又は受給資格者から窓口、郵送、サービス検索・電子申請機能、奈良電子自治体共同運営システムにより提出のあった認定請求又は届出等から入手した情報を管理する。 (変更のない部分省略)</p> | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 平成29年9月1日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 | | 福祉情報システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、共通基盤システム、サービス検索・電子申請機能、奈良電子自治体共同運営システム | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|--|---|------|--------------------------------|
| 平成29年9月1日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令の根拠 | 番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・情報提供者が「市町村長」の項のうち、特定個人情報に「児童手当関係情報」が含まれる項(26、30、87の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第19条、第44条) (別表第二における情報照会の根拠) ・情報照会者が「市町村長」の項のうち、事務に「児童手当または特例給付」が含まれる項(74、75の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第40条) | 番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・情報提供者が「市町村長」の項のうち、特定個人情報に「児童手当関係情報」が含まれる項(26、30及び87の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第19条及び第44条) (別表第二における情報照会の根拠) ・情報照会者が「市町村長」の項のうち、事務に「児童手当または特例給付」が含まれる項(74及び75の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第40条及び第40条の2) | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 平成29年9月1日 | 公表日 | 平成29年3月31日 | 平成29年9月4日 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 平成30年3月30日 | 公表日 | 平成29年9月4日 | 平成30年3月30日 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 平成31年3月29日 | 公表日 | 平成30年3月30日 | 平成31年3月29日 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 平成31年3月29日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名 | 小澤 美砂 | 子ども育成課長 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 平成31年3月29日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成29年2月28日時点 | 平成31年2月28日時点 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 平成31年3月29日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成29年2月28日時点 | 平成31年2月28日時点 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|--|--|------|--------------------------------|
| 令和2年3月31日 | 公表日 | 平成31年3月29日 | 令和2年5月1日 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和2年5月1日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | (別表第二における情報提供の根拠) ・情報提供者が「市町村長」の項のうち、特定個人情報に「児童手当関係情報」が含まれる項(26、30及び87の項) | (別表第二における情報提供の根拠) ・情報提供者が「市町村長」の項のうち、特定個人情報に「児童手当関係情報」が含まれる項(26、30、87及び106の項) | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和3年3月31日 | 公表日 | 令和2年5月1日 | 令和3年3月31日 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和4年3月31日 | 公表日 | 令和3年3月31日 | 令和4年3月31日 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和4年3月31日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 第19条第7号 | 第19条第8号 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和5年7月11日 | 公表日 | 令和4年3月31日 | 令和5年7月11日 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和6年3月1日 | 公表日 | 令和5年7月11日 | 令和6年3月1日 | 事後 | しきい値判断の結果の変更に伴う再実施 |
| 令和6年3月1日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | 番号法 第9条第1項(利用範囲)及び別表第一56の項 | 番号利用法 第9条第1項(利用範囲)及び別表第一56の項 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和6年3月1日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 | 番号利用法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|-----------------------------------|--------------|-------------|------|--------------------------------|
| 令和6年3月1日 | Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 | 10万人以上30万人未満 | 1万人以上10万人未満 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和6年3月1日 | Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成31年2月28日時点 | 令和5年10月31時点 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和6年3月1日 | Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成31年2月28日時点 | 令和5年10月31時点 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和6年3月1日 | Ⅱしきい値判断項目 3.重大事故 | 発生なし | 発生あり | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けら |